

2022年度 留学生 募集要項

1. TIJ東京日本語研修所について ～TIJの理念と教育目標～
2. 留学ビザ申請について ～出願から入学までの流れ～
3. 留学ビザ申請書類
4. 留学コース案内、費用、返金について
5. 留学コースの返金規定

お問い合わせ先

〒124-0024 東京都葛飾区新小岩1-17-10

TEL : 03-5607-4100 FAX : 03-5607-4102

Email: tij@tij.ne.jp

WECHAT



FACEBOOK



TIJ東京日本語研修所について ～TIJの理念と教育目標～

1. TIJの目的

- ・ 社会の役に立つ人を育てることを通して、国際社会に貢献する。
- ・ 学生が明るい将来を切り開いていくための支援をする。
- ・ 職員が協力し合う楽しいやりがいのある職場であり続ける。

2. TIJフィロソフィー

どんな校風？	誠実で良識ある組織として、信頼されている学校です	
	安心して、楽しく、充実した学校生活を送ることができる学校です	
	「絆」を大切にしている学校です	
どんな価値観？	「言行一致」	信念（経営理念）に基づいて行動する
		迷わず行動する勇気を持つ
		教育への熱意を持ち続ける
		常に学生満足度の高い教育サービスを提供する
	「一期一会」	感謝の気持ちを常に持つ
		異なる価値観、お互いの違いを尊重する
		学生に寄り添い、学生の立場に立ち、学生の可能性を信じる
	「豊かな人生」	人間としての成長の場にする
		人の良い点を見つける
世界の平和を願い続ける		
どんな人達？	「挑戦、創造」	明確な目標を立て、それを達成する力を持つ
		新しい工夫と創造をする
		良いことは、かならずできると信じる
		職業に夢と誇りを持つ
	「責任感、誠実さ」	責任感と意欲を持った人を育成する
		誠実に、最善を尽くす
		良心に従い良識のある行動をとる
	「調和、協力」	チームワークと全体の調和を大切にする
		教師・職員間の信頼を維持する
		共に支え合い、高め合う
	「優しさ、明るさ」	喜びをもって他を支える
		良い空気を作る存在になる
		常に笑顔で明るく前向きに

3. 教育目標

- ・ 学習者が「使える日本語」能力を身につけて、日本語でのコミュニケーションが円滑にできるよう、質の高い教育を提供する
- ・ 学習者が日本語を学ぶことを通して、自分と異なる文化・価値観を理解する場を提供する
- ・ 学習者一人ひとりが自分の目的を実現できるよう、総合的な支援を提供する

4. アドミッションポリシー

TIJの設立目的は「国際社会に役立つ人材を育てる」ことです。また、TIJの職員・教師は本校で学ぶ学生の夢の実現を支援することで社会に貢献したいと考えています。そこで、本校では次のような学生を広く求めています。

- ・ 将来国際社会の一員として活躍する意欲のある人
- ・ 日本に興味を持ち、異なる文化や価値観に柔軟に対応できる人
- ・ 日本での留学生生活をまじめに送り、将来の夢に向かって努力し続ける強い意志を持っている人

留学ビザ申請について ～出願から入学までの流れ～

1. 出願資格と出願時期

・出願資格

自国において通常の課程による12年の学校教育を修了し、その国における大学入学資格を有し、日本語能力がN5以上ある人。

・出願期間

2022年	4月生	締切日：	2021年	10月	31日
2022年	7月生	締切日：	2022年	2月	28日
2022年	10月生	締切日：	2022年	5月	31日
2023年	1月生	締切日：	2022年	8月	30日

2. 入学までの流れ

		4月期	7月期	10月期	1月期
1	出願（書類審査・面接）	随時	随時	随時	随時
2	合格通知	随時	随時	随時	随時
3	申請書類準備	9月上旬	1月上旬	3月上旬	7月上旬
4	TIJに申請書類提出	11月上旬	3月上旬	5月上旬	9月上旬
5	在留資格認定許可申請	11月下旬	3月下旬	5月下旬	9月下旬
6	在留資格認定許可書交付	2月下旬	5月中旬	8月下旬	11月上旬
7	初年度納付金支払い	3月上旬	5月下旬	9月上旬	11月中旬
8	在留資格認定許可書と入学許可書の送付	3月上旬	5月下旬	9月上旬	11月中旬
9	在外大使館でビザ（査証）申請	3月上旬	5月下旬	9月上旬	11月中旬
10	在外大使館でビザ（査証）交付	3月中旬	6月中旬	9月中旬	12月中旬
11	来日	4月	7月	10月	1月

留学ビザ申請書類

1. 出願書類

チェック 申請者本人が準備する書類

- 入学願書（当校指定用紙）
- 履歴書・就学理由書（当校指定用紙）
- 最終学校の卒業証書（原本）
- 最終学校の成績表（原本）
- パスポートのコピー（既にお持ちの方のみ）
- 写真6枚（4cm×3cm 3か月以内に撮影）
- 日本語学習証明書（150時間以上の学習を立証するもの）
- 日本語能力検定試験合格証（JLPT、NATテスト、J-TEST、TOPJ等）
- 申請人と経費支弁者との関係を立証する資料
- その他、東京出入国管理局より提出を求められた書類

チェック 経費支弁者に関する書類

- 経費支弁書（当校指定用紙）
- 経費支弁者作成の家族一覧表
- 経費支弁者の預金残高証明書と通帳のコピーまたは出入金明細書（過去3年分）
- 経費支弁者の在職証明書（または営業許可書等）
- 経費支弁者の収入・納税証明書（過去3年分）

* 経費支弁者が日本国内にいる場合は以下の書類を提出してください。

チェック 経費支弁者が日本に居住している場合

- 経費支弁者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

* 当校指定用紙は以下からダウンロードしてください。

<https://www.tij.ne.jp/jp/course/download>

* 申請書類の発行日は申請日から3か月以内のものに限ります。

* 国籍によって必要書類が異なる場合がございますので、事前にお問合わせください。

* 日本語以外で記載されている書類については、すべて日本語訳が必要です。

留学ビザ申請書類

1. コース案内

コース	入学期	授業時間数
進学2年	4月	1600時間
進学1年9か月	7月	1400時間
進学1年6か月	10月	1200時間
進学1年3か月	1月	1000時間

授業時間

午前クラス	9:00-12:20
午後クラス	13:00-16:20

2. 留学コース費用(税込)

	1年目	2年目
選考料	22,000円	
入学金	52,800円	
授業料(1年分)	607,200円	607,200円
教材費(1年分)	35,200円	35,200円
学生管理費(1年分)	66,000円	66,000円
合計	783,200円	708,400円

* 選考料は、申請時にお支払いいただきます。

* 別途留学生保険に入っております。

1年間: 10,000円

3. 返金について *詳細は次のページをご確認ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書不交付の場合 → 選考料は返金しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書の交付後、在外日本大使館・領事館でビザ不交付の場合 → 選考料及び入学金は返金しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書交付及びビザ発給後(来日前)に申込者個人の理由で入学を辞退した場合 → 選考料及び入学金は返金しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学日後半年間(2学期間) → いかなる理由で退学しても、授業料、教材費、学生管理費、学生保険料は返金しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学期開始後の退学については、原則として返金しません。

返金規定について

状態		選考料	入学金	学生管理費	授業料	教材費	手続き	退学届
入学前	ビザ申請書類提出後に入学辞退した場合		返金しない					不要
	在留資格 認 不要 定証明書 交付後	納付金支払い前に辞退した場合	返金しない					・在留資格認定証明書学校から入国管理局に返却
		納付金支払い後、授業開始前に、入学を辞退した場合	返金しない	返金する	返金する	返金する	返金する	・在留資格認定証明書の返却 ・「旅券に記載された在留認定不許可」の写しを提出
		日本大使館・領事館からビザ発給が拒否された場合						・在留資格認定証明書の原本を返却 ・「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の写しの提出
		ビザ取得後、来日以前に辞退した場合						・在留カードの失効、出国日および母国への入国日のわかるパスポートのページを提出
		来日後、入学手続き前に辞退する場合				授業料から 20%差し引いた額のみを返金する	教材費から 20%差し引いた額のみを返金する	未受講分の授業料及び学生管理費は返金しない。
	来日が遅れた場合				返金しない	返金しない		
入学後	コース満了前の途中退学	帰国			最初の 6 か月分の納付金は返金しない。 残りの納付金は、授業を受けていない学期（3ヶ月）単位で 授業料、教材費、学生管理費を返金する。		<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人が取得した在留カードが無効になったことを本研修所が確認 ・在留カードの失効、帰国の場合は、出国日および母国への入国日のわかるパスポートのページを提出 ・その他、本研修所が指示する書類を提出 	必要
		進学					<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内の進学先が発行した入学許可書を提出 ・その他、本研修所が指示する書類を提出 	
		在留資格変更					<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格（留学）変更後、取得した新規の在留カードの写しを提出 ・その他、本研修所が指示する書類を提出 	

<納付金返金対象外>

- ・強制送還された場合や除籍処分、ならびに学則にもとづく懲戒処分を受けた者には、納付金は返金しない。
- ・天災、パンデミック等、本研修所の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、原則、納付金は返金しない。

<返金方法>

返金は学生が指定する銀行口座に振り込む（振込手数料は受取人負担とする）